

令和6年第1回川本町議会定例会会議録  
(最終日) 令和6年3月14日 午後3時00分開議

議 長	これより本日の会議を開きます。
々	ただいまの出席議員数は8名であります。 定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
々	なお、執行部名原産業振興課長より、欠席届が提出されておりますので報告します。
々	本日の議事日程は、お配りしているとおりです。
々	日程第1、「議案第23号、令和6年度川本町一般会計予算の訂正について」の件 を議題とします。
々	執行部から、訂正理由の説明を求めます。 番外瀬上総務財政課長。
番外瀬上 総務財政 課長	それでは、「議案第23号、令和6年度川本町一般会計予算の訂正について」説明 いたします。このたびの訂正につきましては、予算特別委員会において、公共施設等 総合管理基金繰入金の充当事業について、ご意見をいただきました。公共施設等総合 管理基金につきましては、公共施設等の総合的かつ計画的な更新、除却等に要する財 源に充てるため設置された特定目的基金であります。確認をいたしましたところ、こ のたびの当初予算案において、LED照明器具のリース料やウイルス対策ソフトの更 新料など、その目的にそぐわないものがありましたので、このたび議案の修正をお願 いするものです。訂正後の予算書、30ページをご覧ください。 歳入、18款繰入金の財政調整基金繰入金を、当初は161,185千円としてお りましたが、25,761千円増額し186,946千円に修正します。 次のページをご覧ください。 下から2番目の公共施設等総合管理基金繰入金を、当初は121,795千円とし ておりましたが、25,761千円減額し96,034千円に修正します。このこと で、関連する予算書及び予算説明書を修正いたします。なお、この修正で繰入金の総 額及び当初予算の総額に変更はございません。説明は以上です。 このたびの修正につきましては、深くおわび申し上げます。今後、このことがない よう努めてまいります。
議 長	以上で、訂正理由の説明を終わります。
々	お諮りします。議案の訂正を許可することに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、「議案第23号、令和6年度川本町一般会計予算の訂正」を許可することに決定しました。

々 日程第2、「委員長報告」を議題とします。

々 予算特別委員会委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、委員長から報告をお願いします。1番香取予算特別委員会委員長。

1番香取  
予算特別  
委員会  
委員長 予算特別委員会より、委員会の審査報告を申し上げます。  
委員会審査報告書。本委員会は、付託議案を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告します。  
「議案第23号、令和6年度川本町一般会計予算」、「原案可決」。「議案第24号、令和6年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」、「原案可決」。「議案第27号（正：議案第25号）、令和6年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」、「原案可決」。「議案第26号、令和6年度川本町簡易水道事業会計予算」、「原案可決」。「議案第27号、令和6年度川本町農業集落排水処理事業会計予算」、「原案可決」。以上です。

議 長 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 「議案第23号、令和6年度川本町一般会計予算」について討論を行います。  
反対討論の通告がありますので発言を許可します。2番中平議員。

2番  
中平議員 一般会計予算の中にあります、商業活性化支援事業（拡充）に対することに反対討論いたします。令和4年度から電子決済アプリ、J-CoinPay活用した町内限定利用ボーナス、まげなポイントの付与事業を実施されております。令和6年度は、拡充当初予算額1千万円とありますが、令和5年度においては、第1弾が予算300万円に対して100万円の実績。第2弾については、530万円の予算で実施中ではありますが、利用者数は頭打ちとっております。今年度（正：来年度）は、1千万円の予算計上のうち、事業事務システム利用などに410万円の新たな経費が見込まれております。利用者が限定的であり地域経済活性化のためとはいえ、費用対効果が低く平等性にも欠けていると感じております。一般財源からの持ち出しとなるため、本事業について反対であります。 よって、一般会計予算案に反対します。

議 長 次に、賛成者の発言を許可します。  
討論ありませんか。5番木村議員。

5番 再度申し上げます。賛成の立場から申し上げます。このJコインの関係についてで  
木村議員 すね、私はいちばんは町外からの利用者が約50%含まれというふうに、事務局（正  
：担当課）から先般の予算委員会で伺ってます。そういう意味ではですね、町外から  
の外資も入ってくるという50%近いものがあるということに対して、それなりの効果  
もあるし経済効果もあるということで私は賛成の立場でありますし、この施策が4  
年度からということもありますので、まだ十分経緯を見て今後とも育成していくべき  
だと、この施策はそう思ってます。よって、賛成と発言いたします。以上です。

議長 次に、反対討論を許可しますが、討論ありますか。  
賛成討論ありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

々 「議案第23号」に対する委員長報告は、「原案可決」であります。  
この委員長報告のとおり決することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「多数」であります。  
よって、「議案第23号」は、委員長報告のとおり可決されました。

々 次に、「議案第24号、令和6年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」につい  
て、これより討論を行います。  
討論ありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

々 「議案第24号」に対する委員長報告は、「原案可決」であります。  
この委員長報告のとおり決することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第24号」は、委員長報告のとおり可決されました。

々 次に、「議案第25号、令和6年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」について、  
これより討論を行います。  
討論ありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。

議長 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

々 「議案第25号」に対する委員長報告は、「原案可決」であります。  
この委員長報告のとおり決することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第25号」は、委員長報告のとおり可決されました。

々 次に、「議案第26号、令和6年度川本町簡易水道事業会計予算」について、これより討論を行います。  
討論ありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

々 「議案第26号」に対する委員長報告は、「原案可決」であります。  
この委員長報告のとおり決することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第26号」は、委員長報告のとおり可決されました。

々 次に、「議案第27号、令和6年度川本町農業集落排水処理事業会計予算」について、これより討論を行います。  
討論ありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

々 「議案第27号」に対する委員長報告は、「原案可決」であります。  
この委員長報告のとおり決することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第27号」は、委員長報告のとおり可決されました。

々 次に、日程第3、「発議第1号、議案第23号、令和6年度川本町一般会計予算に対する附帯決議について」の件を議題とします。  
提出者から趣旨説明を求めます。  
8番飯田議員。

8番

飯田議員

「発議第1号、議案第23号、令和6年度一般会計予算に対する附帯決議について」説明をいたします。提出者は、川本町議会議員 飯田武則。賛成者は、川本町議会議員 石川達也、木村慶五、本山修二、圓山智恵美、中平茂明であります。

本案は、令和6年度一般会計予算の執行に際し、農業振興についての施策充実を求めるものであります。決議（案）の朗読をもって、趣旨説明といたします。

「議案第23号、令和6年度一般会計予算に対する附帯決議（案）」。農業・農村は、食料生産の場としての役割だけでなく、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的な機能を有しております。しかしながら、本町農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化・担い手不足、気候変動に伴う農産物の品質低下や収量減少、燃料・資材の高騰や農産物の価格低迷等により、年々厳しさを増しています。令和6年第1回定例会に示された町長施政方針には、農業と農村の振興、担い手の確保等の施策が掲げられており、その実現のために十分に検討された事業費が予算計上されていなければならないが、令和6年度一般会計予算の中には、その実現のための予算が見受けられず、本町の目指す農業の方向性、持続的な発展を予見することができなかった。厳しい状況下にある現状に危機感を持ち、農業者が将来に希望をもって農業経営に取り組める環境を整備し、豊かな農村環境を次の世代に引き継いでいけるよう、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記、1、安定的な収入を確保できる就農プランを確立し、生業として成り立つ担い手の育成に努めること。2、本町の耕作面積の多くを占める水稻農業等の衰退は、耕作放棄地を大幅に増やす恐れがある。収益性の改善など、農業者が安心して営農を継続できる具体的な施策を早急に検討し実施すること。3、農業従事者の減少に対応できる新たな仕組みを検討すること。4、有機農業の産地づくりに向けた、より具体的な行動計画を示すこと。以上、決議する。令和6年3月14日、川本町議会。全員のご賛同をいただきますようお願いし、趣旨説明といたします。

議 長

以上で、趣旨説明を終わります。

々

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

々

「発議第1号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

々

挙手「多数」であります。

議 長 よって、「発議第1号」は、原案のとおり「可決」されました。

々 町長に伺います。  
ただいま、「発議第1号」が可決されましたが、これに対して何か発言がありますでしょうか。番外野坂町長。

番外 野坂町長 ただいま、附帯決議がなされたことにつきまして、令和6年度の一般会計予算案を提出いたしました最終責任者として、重く受け止めさせていただきます。組織の充実を伴って、決議の内容を反映した必要な施策を検討し、今後の予算案に盛り込んでまいりたく、議員の皆様には一層のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 次に、日程第4、「議案第9号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

々 これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第9号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第9号」は、原案のとおり可決されました。

々 次に、日程第5、「議案第10号、川本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

々 これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第10号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第10号」は、原案のとおり可決されました。

々 次に、日程第6、「議案第11号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

- 議長 これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第11号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第11号」は、原案のとおり可決されました。
- 々 次に、日程第7、「議案第12号、川本町学習交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。
- 々 これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第12号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第12号」は、原案のとおり可決されました。
- 々 次に、日程第8、「議案第13号、川本町まちごと魅力化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。
- 々 これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第13号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第13号」は、原案のとおり可決されました。
- 々 次に、日程第9、「議案第14号、川本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。
- 々 これより討論を行います。討論ありませんか。

- 議 長 (「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第14号」に、賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第14号」は、原案のとおり可決されました。
- 々 次に、日程第10、「議案第15号、川本町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。
- 々 これより討論を行います。討論ありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第10号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第15号」は、原案のとおり可決されました。
- 々 次に、日程第11、「議案第16号、川本町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。
- 々 これより討論を行います。討論ありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第16号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第16号」は、原案のとおり可決されました。
- 々 次に、日程第12、「議案第17号、川本町営改良住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。
- 々 これより討論を行います。討論ありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結します。

- 議 長 | これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第17号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 | 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第17号」は、原案のとおり可決されました。
- 々 | 次に、日程第13、「議案第18号、川本町給水条例の一部を改正する条例の制定  
について」の件を議題とします。
- 々 | これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 | これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第18号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 | 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第18号」は、原案のとおり可決されました。
- 々 | 次に、日程第14、「議案第19号、水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を  
置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議  
題とします。
- 々 | これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 | これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第19号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 | 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第19号」は、原案のとおり可決されました。
- 々 | 次に、日程第15、「議案第20号、令和5年度川本町一般会計補正予算（第9号）」  
の件を議題とします。
- 々 | これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 | これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

- 議 長 「議案第20号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第20号」は、原案のとおり可決されました。
- 々 次に、日程第16、「議案第21号、令和5年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」の件を議題とします。
- 々 これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第21号」に、賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第21号」は、原案のとおり可決されました。
- 々 次に、日程第17、「議案第22号、令和5年度川本町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」の件を議題とします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第22号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第22号」は、原案のとおり可決されました。
- 々 次に、日程第18、「議案第28号、広島県広島市と島根県川本町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について」の件を議題とします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第28号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

- 議長 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第28号」は、原案のとおり可決されました。
- 々 次に、日程第19、「議案第29号、川本町過疎地域持続的発展計画の一部変更について」の件を議題とします。
- 々 これより討論を行います。討論ありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第29号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第29号」は、原案のとおり可決されました。
- 々 次に、日程第20、「議案第30号、辺地に係る総合整備計画の一部変更について」の件を議題とします。
- 々 これより討論を行います。討論ありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第30号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第30号」は、原案のとおり可決されました。
- 々 次に、日程第21、「議案第31号、工事請負契約の締結について《令和4年度社会資本整備総合交付金事業 町道田原絵堂線道路改良工事》」の件を議題とします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第31号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第31号」は、原案のとおり可決されました。

議 長

次に、日程第22、「議案第33号、川本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び、日程第23、「議案第34号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を一括議題とします。

々

執行部から、提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。

々

それでは、「議案第33号、川本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び「議案第34号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、提案理由が同様であることから一括で説明します。なお、提案理由につきましては、「議案第33号」の資料で説明させていただきます。

それでは、4ページをご覧ください。

このたびの改正は、3月1日、川本町特別職報酬等審議会からの答申に基づき、議員及び特別職の報酬月額及び期末手当の支給月数を改正するものです。

次のページをご覧ください。

答申の内容についてですが、(1)町議会議員の報酬額及び期末手当については、表のとおり改正が。また、(3)改正の実施時期につきましては、令和6年4月25日とすることが適当であるとされております。なお、審議は、2月15日に開催された、全員協議会資料に基づき審議され、提案された改定案の端数を千円単位に四捨五入して決定されました。期末手当の支給月数は、県内町村の平均月数が3.27月であったことから、平均並みの3.2月を決定されております。

次に、2.町長、副町長及び教育長の給料月額及び期末手当につきましては、表のとおり改正が出ております。また、改正の実施時期については、令和6年4月1日とすることが概ね適当であるとされております。審議では、これまでの特別職の給与カットの推移や、類似団体、県内町村との比較、町のここ10年間程度の財政状況の推移などから審議をいただき、平成24年度改定前の水準に戻すこと。また、県内町村の平均月数が3.20月であったことから、平均並みの3.2月が概ね適当であるとされております。

次に、3.審議会開催状況は、ご覧のとおり2回であります。

次に、4.審議経過及び内容につきまして、三段落目の「結果」以降でございますが、こちらが議員に関する記載でございます。内容としては、議員のなり手不足の弊害、また、その責任や業務量に見合った適切な報酬が支払われることの重要性についてなどから、結論に達した旨が記載されております。

特別職につきましては、続く段落に記載されており、これまでの財政状況を考慮し、また、郡内特別職のそれと比べて大きな差があることから、今回の結論に達した旨が記載されております。

次のページをご覧ください。

5.最後にいたしましたしまして、本町の人口減少対策は待ったなしの状態を迎えており、第6次総合計画の着実な取り組みが不可欠であること。一方で、平成14年度から財政健全化により、各種委員報酬や町単独補助金の削減などに取り組んでおり、その見

番外瀬上 直しも必要な時期に来ていると感じるとの意見が添えられました。

総務財政 以上、答申について簡単ではありますが、説明させていただきました。

課長 これらのことを踏まえまして、3ページの新旧対照表のとおりとなります。

また、特別職につきましては、「議案第34号」の3ページの新旧対照表のとおりとなります。

なお、施行期日は議員報酬につきましては、令和6年4月25日から、特別職につきましては、令和6年4月1日から施行いたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 ただいま説明のあった2議案について、質疑を行います。質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 「議案第33号、川本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

「議案第33号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「多数」であります。

よって、「議案第33号」は、原案のとおり可決されました。

々 「議案第34号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

「議案第34号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。

よって、「議案第34号」は、原案のとおり可決されました。

々 次に、日程第24、「議案第35号、川本町税条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

執行部から提案理由の説明を求めます。番外櫻本町民生活課長。

番外櫻本町民生活課長 「議案第35号、川本町税条例の一部を改正する条例の制定について」、説明させていただきます。

説明につきましては、6ページと7ページの資料にてご説明いたします。

改正の理由ですが、令和6年2月21日に、令和6年能登半島地震に係る個人住民税の雑損控除の特例措置に係る「地方税法の一部を改正する法律」及び「地方税法施行令の一部を改正する政令」が公布・施行されたことに伴い、川本町税条例の附則に特例措置に関する規定を追加する必要がありますためです。

改正の概要につきましては、7ページをご覧ください。

令和6年1月に発生した能登半島地震による災害では、広範囲において、生活の基礎となるような家財や生計の手段に甚大な被害が生じており、かつ、発生日が令和6年度分個人住民税の課税期間に極めて近接していること等の事情を総合的に勘案し、雑損控除の特例として、今般の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和6年度分の個人住民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を新たに設けるものです。施行日につきましては、公布の日からとしております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
 (「ありません」の声あり)  
 質疑なしと認めます。質疑を終期終結します。

々 これより討論を行います。討論ありませんか。  
 (「ありません」の声あり)  
 討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
 「議案第35号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。  
 よって、「議案第35号」は、原案のとおり可決されました。

々 次に、日程第25、「議案第36号、副町長の選任について」及び、日程第26、「議案第37号、川本町固定資産評価員の選任について」の件を議題とします。  
 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外野坂町長。

番外野坂町長 それでは、「議案第36号、副町長の選任について」、及び「議案第37号、川本町固定資産評価員の選任について」は、提案理由が同様であることから、一括で説明させていただきます。

番外  
野坂町長 「議案第36号、副町長の選任」につきましては、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものです。

住所、島根県出雲市西園町163番地。氏名、藤田喜久雄<sup>ふじたきくお</sup>氏。生年月日、昭和49年10月20日生まれの方です。経歴等につきましては、次のページをご覧ください。

々 続きます、「議案第37号、川本町固定資産評価員の選任」につきましては、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

住所以下につきましては、先ほどと同様であります。

説明は以上です。ご同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま説明のあった2議案について、質疑を行います。質疑はありますか。  
（「ありません」の声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 「議案第36号、副町長の選任について」、これより討論を行います。

討論ありませんか。  
（「ありません」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

「議案第36号」に同意することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。

よって、「議案第36号」は、「同意」することに決定しました。

々 「議案第37号、川本町固定資産評価委員の選任について」、これより討論を行います。

討論はありますか。  
（「ありません」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

「議案第37号」に同意することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。

よって、「議案第37号」は、「同意」することに決定しました。

々 お諮りします。

ここで、ただいま副町長に選任されました、藤田喜久雄<sup>ふじたきくお</sup>さんにご入場いただいて、ご挨拶いただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認めます。  
よって、藤田喜久雄さんの入場を認めます。

(新副町長 藤田喜久雄氏 議場へ入場)

々

藤田喜久雄さんにお知らせします。  
副町長の選任につきましては、「全会一致で同意」することに決定しました。

々

それでは、ご登壇の上、ご挨拶をお願いします。

藤田  
新副町長

私、島根県商工労働部商工政策課で課長代理を務めております、藤田喜久雄と申します。先ほどは、ご同意いただきましてありがとうございます。ご縁あり、この川本町で職に就かせていただきますことを大変光栄に存じます。また同時に、与えられる職務の重さから身の引き締まる思いでもございます。私、平成10年に島根県に採用されまして、土木部、総務部、商工労働部に在籍しております。職務においては、住民の立場に立って物事を考え、そして住民全体の利益を実現するということが求められると考えております。そうした中では、住民の皆様の代表である、議員の皆さんとしっかり協調を図って取り組んでいきたいと存じます。本町のために、町長をお支えし、職員の皆さんと共に汗をかいて、力を尽くしていく所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。  
それでは、退場していただいて結構です。

(新副町長 藤田喜久雄氏 議場より退場)

々

次に、日程第27、「議案第38号、教育委員会教育長の任命について」の件を議題とします。地方自治法第117条の規定により、宇山教育長の退場を求めます。

(宇山教育長 自席より議場退場)

々

執行部から、提案理由の説明を求めます。番外野坂町長。

番外  
野坂町長

それでは、「議案第38号、教育委員会教育長の任命」につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

住所、島根県邑智郡川本町大字川本608番地1。氏名、宇山<sup>うやまひろしげ</sup>廣繁氏。生年月日、昭和38年10月29日生まれです。経歴等につきましては、次ページをご覧ください。以上、ご同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

議 長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第38号」に同意することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

々

挙手「全員」であります。  
よって、「議案第38号」は、「同意」することに決定しました。

々

それでは、宇山教育長の除斥を解除し、入場を求めます。

（宇山教育長 議場へ入場）

々

それでは、宇山教育長にお知らせします。  
教育委員会教育長の任命については、「全会一致で同意」することに決定しました。

々

宇山教育長、ご登壇のうえ、ご挨拶をお願いします。

宇山教育  
長

先ほどは、再任のご同意をいただき、誠にありがとうございます。本町の教育の発展と子どもたちの未来のために、全力を注いでこの職責を果たしていきたいと考えております。もとより不憫でございまして、ご迷惑をおかけする点多々あるとは存じますが、議員の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ながら、ご挨拶といたします。よろしく願いいたします。

（宇山教育長 挨拶後、議場自席へ着座）

議 長

日程第28、「閉会中の継続審査・調査の申し出について」の件を議題とします。

々

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査・調査の申し出がありますので、この申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。  
（「ありません」の声あり）

々

異議なしと認めます。  
よって、そのように決定しました。

議 長 次に、日程第29、「議員派遣の件について」の件を議題とします。

々 お配りしたとおり、議員派遣することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

々 異議なしと認めます。  
よって、そのように決定しました。

々 日程第30、「町長あいさつ」を行います。  
番外野坂町長。

番外  
野坂町長 令和6年第1回川本町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。今回の議会に提出しました、令和6年度一般会計当初予算案や条例案、人事案件をはじめとする諸議案につきまして、慎重なご審議の上、全て原案のとおり議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。今後、予算など町行政の執行にあたりましては、審議の過程でいただきましたご意見、ご提案を十分に踏まえまして、適切に実施してまいります。とりわけ附帯決議を重く受け止め、必要な施策を検討し、今後の予算に盛り込んでまいります。今議会では、私の二期目の町政運営に関して、また地域包括ケアの方向性や地域エネルギー対策、移住交流の推進に係る定住環境の整備など、町政を取り巻く重要課題等に関して、様々な視点から幅広くご意見を頂戴したところです。来年度は、本町の持続的発展に向けて重要な計画となる立地適正化計画の策定や、滞在人口の増加を呼び込む、女子野球で繋がるプロジェクトをはじめとした取り組みに全力を注いでまいります。そして、人口減少対策や治水対策、デジタル化などの諸課題解決につながる施策を盛り込んだ、令和6年度の当初予算による取り組みを、着実に展開するとともに、大命題の川本堤防の完成堤防化や進み始めた基盤整備の早期完成を国や県に対して強く働き掛けてまいります。議会の皆さまにおかれましては、引き続き一層のご理解ご協力を賜りますよう、よろしくごお願い申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

議 長 以上で、「町長あいさつ」を終わります。

々 以上をもって、本日の会議は全て終了しました。  
長時間にわたり、慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

々 これをもちまして、令和6年第1回川本町議会定例会を閉会します。  
お疲れさまでした。

（午後 3時56分）

この会議録は、川本町議会事務局長 中嶋 則行 が記載したもので、その内容において、

正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員